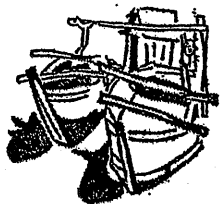


仲間ト唱へ別段規定を立魚物着船仕候
 得者近国は勿論其外遠国ニ船たり共数
 度内證ニ而問屋ト申合せ別紙拾四人之
 内ニ而買寄手名付利口成宜舖もの二候
 へ八分ケ取ニいたし又及売兼沢山成魚
 二候へは仲買中へ相触直入爲致勝手而
 己甚以不碍成致方ニ御座候……
 と、要するに糶市場を一部の仲買人と問屋
 が独占したことに對する憤懣を爆発させた
 ものであつた。魚類はその量と鮮度によつ
 て値が大きく変動する商品であるから、問
 屋と結託した買寄仲間の不法行為の及ぼす
 影響は極めて大きかつたであらう。同七月
 の「追願書」によれば、去る文化八年にも
 肝煎と頭立たる者が問屋と同腹でこのよう
 な事件を起したことが指摘されてゐる。
 残念ながら、これに對する買寄仲間の反
 論は残されていないが、同年由七月には兩
 問屋、および拾四人から各々記名の「一札」
 が魚仲買衆中宛に出されてゐる。こうして
 同月延壽院で恵比須講を開き「一統和順」
 となつた。
 しかし兩問屋は各々謹慎して許を代人に立
 て、肝煎役は四人中直接事件に關係のあつ
 た者三人が退役し、新たに一人任命、仲買
 中年行司へ世話人、五人は全部交代してお

り、事件の重大さを窺ふことが出来よう。
 また同年八月、これまで事件直接介入し
 なかつた藩庁から、従来の規定へ文化十年
 被仰出越の確證、「仲買兩問屋共新規定」
 が指示され、更に仲買中でも「仲間申合せ
 規定」が定められた。⑥ それによれば買寄
 魚物の届出制の強化等に新味が盛りられてい
 るが本質的な変化はなく、糶市場統制の困
 難さを推測することが出来よう。事実、天
 保八年一月にさきの「買寄仲間不正事件」
 の料を救された兩問屋がその一月に再び仕
 切の不正で仲買中から訴えられてゐるので
 ある。
 また、同七年五月には仲買中八十人が教
 日間延壽院、住吉社で「徒党ケ間敷行為を
 行つた科により「一札」を入れてゐる。原
 因は全く不明であるが、やはり流通機構に
 對する不満が尾を引いていたのではないだ
 ろうか。
 付言すれば仲買中に對する藩庁の監督が
 強化されるのは天保九年の「魚仲買取締」
 の任命に始まり、他方では桐実の専断制が
 検討されはじめるのであつて、天保年間
 田辺藩にとつても政策の転換期であつたの
 ではないだらうか。

以上

- 註
- ① 竹屋町自治会蔵、以下特に記さな
い限り全て右の所蔵史料である。
 - ② 岩崎英精氏蔵「京都府漁業史」
 - ③ 「記録」(天保六年起・田辺魚仲
買中)による。但し、「地売札」数
は「三政規範」(糸井文庫)による
もので年代に相違がある。
 - ④ 魚地売札譲替之儀者相成候共借札
之儀者可為無用事(前掲記録)
 - ⑤ 二札らの内容については前掲「京
都府漁業史」に詳しい。



〈下段七行〉
 林五峯
 (京口百田氏蔵)

舞鶴地方史料集
 神社の資料に就て

第一回

「丹後国神社考證」

井上金次郎 註

昨年十一月二十五日より同二十八日にか
 けて行われた舞鶴市の第四次文化財調査は
 主に神社關係であつたが、これは当地方と
 しては画期的なもので、このように綜合的
 に行なわれた事は明治維新当初の神仏分離
 に伴う社寺の取調べ以来のことであらうと思
 われる。

この当時の取調べに類する調査は、これ
 の指令を履行する爲の監視的な権威発動的
 なものであつたが、今回の調査は神社当
 者の理解ある協力によつて文化財保護の立
 場に立つて、この信仰対象に焦点を合せ、
 これらに關連する資料を各々の角度から観
 察し、正しい意味の科学的な調査が行われ
 たことは恐らく空前のことであつたと思わ
 れる。
 二、三の特異なものを除いてその御神体な

り御正体が、或は藤原時代にまで遡るもの
 が数多く発見されたため、これらの古神像
 群に接した調査官一行が、当地方文化史研
 究の貴重な資料」と報告された事であつた
 が、この調査に随伴して当地方史研究の爲
 の多くの史料の新発見並にその所在を確認
 し得た事は私達の大きな快びの一つであつ
 た。
 就中この時には採録し得なかつた後日を期
 した資料の裡私が約三十年間探し求めてい
 た 高田昌賢著「加佐郡東面村々社取調書」
 の原本を大川神社高田氏の宅で発見した
 ことは正に奇遇で、本當にうれしかつた。
 これは何れ余暇を得て写録発表させて頂く
 心算であるが、戦前社格決定の尺度の基準
 的な書となつていたものである。
 今、左に掲出するものはこの調査行に採

- 録し得たもので、これ等を順次この「舞鶴
 地方史」に紹介したいと思つてゐる。
- 一、朝代大明神縁起 巻巻 江戸時代
紙本墨書 巻子体
 - 二、朝代神社祭礼絵巻 巻巻 江戸時代末
紙本長尺淡彩極密のもの
舞鶴藩士 林五峯
 - 三、朝代神社普請手控 巻冊
紙本美濃判墨書(2頁もの)
享保十七年壬子九月三日の類焼直
後社殿再建の節の覽書
「以上 朝代神社蔵」
 - 四、大川社建立御寄附帳 巻冊、
紙本版行へ木版 六頁もの
享保二十年乙卯二月吉曜日
 - 五、大川大明神委託 巻冊
紙本美濃判墨書(2頁もの)
天明三癸卯年四月十一日
御本所様御役人中
 - 六、吉田樞明翁「丹後国神社考證」加佐
郡 巻冊
紙本墨書(写本)18頁
江戸末より明治初年
 - 七、手鑑帳 明和五戊子年五月吉日 巻冊
紙本墨書 14頁のもの

八、繁栄講 嘉永七甲寅二月八日 志冊
 紙本墨書 16頁のもの
 九、加佐郡桑飼村誌 明治十六年二月誌
 紙本墨書 8頁のもの
 十、加佐郡岡田上村伊智布面神社取調書 志冊

紙本墨書 四函添付 6頁
 明治二十八年十二月二十三日誌
 以上 伊智布面神社蔵
 十一、倭天神社古記録類 五点
 紙本墨書 卷子体(年代不詳であ
 るが江戸中期より末期にかけて)
 倭天神社蔵

十二、女布史
 版紙紙・墨書 22頁のもの
 文久四年迄の村の記録
 以上 倭天神社蔵
 以上 字女布区蔵

この十二種のものであったが、これだけは全部写真撮影してあるので、今これを抽出してある。
 読者の内、必要の方の方は連絡して貰えば見て頂く事もできると思う。
 この内、今回は取り敢えず吉岡徳明翁著「丹後国神社考証」に加佐郡を掲出するこ

と、する。
 この書写本は奥書はないが版行されてない原本から大川神社の高田氏が写したものでこの若者吉岡徳明は明治の初め(二年頃)宮津府中籠神社の官司であり、その当時同神社の禰宜であつた大原美能理と共に地方神社研究の権威者といわれた人であつた西人の若者に「皇太神四年鎮座考」があるとの事である。

吉岡徳明翁

丹後国神社考證

加佐郡

丹後国神社考證
 建國八統日本記(元明天皇御紀)二和銅六
 年夏四月(乙亥)割丹波國五郡初置丹後國ト
 見ユ(丹後旧事記)是足軒説日且波ノ内加
 佐、与謝、竹野、熊野、四郡ヲ割キ新郡ヲ
 立テ丹波郡ト名ツケ此ノ五郡ヲ丹後國ト云
 也ト云(ヘリ)國名八和名鈔ニ多爾波能美知
 能志利能久爾ト見エタリ

丹波ノ名儀ハ風土記ニ丹波ノ字義ニ附会シ
 タルハ非ナリ(古事記)且波トアリ倭姫命
 世記ニ但波トアレハナリ(類聚国史本朝、
 歴史伝等)三輪ヲト著アルハ正字ニ近シ西丹
 共ニ山谷多クレバ溪峽ノ國ノ疑ナルベシ

加佐郡 十四社(式内十一社、内大一社小
 七社、式外六社合テ十四社)
 郡名ノ義ハ古此郡設桑葉山ニ陸耳之
 御笠ト云フ、賊首ノ籠リテ人民ヲ悩マセシ
 由ナレバ風喧ノ義カ神呪ノ義カ(賊ヲ風ニ
 比ヘシ)ハ伊弉氣真理比売命ノ神ハ并耳命ヲ
 詠玉ヒシ御歌ヲ思ヒ合スベシ又古ハ徳ルベ
 キ者アリ皆神ト云ヘリ)又ハ神進ノ義ナラ
 ン(丹後旧事記)ニ神座ノ字義ニ附会シタル
 ハ非也)

祭具神社(式内小社)由良村(字宮之本)ニ鎮座
 祭神 豊守貴能能神 祭日 九月十四日

此社ハ竹野郡ナル祭具神社ヲ移セシナラン
 (祭具ノ神ハ通殿ノ神ニ聖ガ其縁記ハ竹野
 郡祭具神社ノ棟下ニ風土記ヲ引テ委シク説
 フガ如シ)勧請ノ年月ハ詳ナラズ但馬國
 朝来ノ郡竹田ノ里ナル宮本池臣ノ老ニ俗ニ

由良漆千間長右ト云フ浮瑠璃文句アリ其ハ
 安寿姫、津塩丸ノ兄弟、山庄太夫ト云フ若
 ニ拘ヘラレ苦メ還ハレ置ガテニ逃去テ尋未
 ラン事ヲ怨レ陸奥マテ逐行シト云フ物記ナ
 リ案ニ此ハ竹野郡祭具神社ノ縁記ナル天女
 ノ和祭佐翁が家ニ子トナリ酒ヲ作り其家豊
 ニ土砂留テ後ニ返出サレシ悲シノ有状ヲ懸
 案シタル作者ノ功意ナルベシ云々ト云ヘリ
 然ル事ナルベシ(此処ニ祭具峠アリ今ハ長
 尾峠ト云ヒ訛リ)

伊知布面神社(式内小社)桑飼下村字勢道
 ニ鎮座
 祭神 伊持冊尊ト云ヘルハ傳ナル事カ一説
 二道振神トアレド此モ覚ナシ

祭日 六月十一日
 此社傳ニ延喜年中帝郡密晴ノ時勅願アリテ
 同五年乙丑遣宮アリ其頃村名ヲ伊知布面村
 ト云ヒシ由傳ヘタリトアリ然レバ和名鈔ニ
 加佐郡布勢ノ郷アルハ此処カ

弥加豆神社(式内小社)森村字屋場ニ鎮座
 祭神 未詳の由ナルが一説ニ天御尊神トア
 リ 祭日 七月二十七日

倭天神社(式内小社)今田村字津ノ神ニ鎮

座

祭神 天羽根神 祭日 (柱古は九月九日、
 当今は九月二十七日)

此社ハ社傳ニ依ルニ藤原保昌朝臣當國与謝
 郡大山ノ息賊退治の時祈誓アリ于狂因ノ後
 正暦三年九月九日再興成就の由(社傳)ハ
 此時勧請ノ趣ニ記シタレド延喜式ニ據ルハ延
 長五年ニテ正暦三年ハ式撰ニ後ル(六十六
 年)ナレバ式社ニ載ベキ由ナシ然レバ鬼賊退
 治ノ時祈誓アリシハ當時已ニ神社アリシ事
 ナリ正暦三年ハ再興ナル事明也ナリ)

高田神社(式内小社)上安村字仲井菜木ニ
 鎮座
 祭神 建田背命 祭日 八月十七日

按ニ旧事記ニ建田背命丹波國造等祖ト見エ
 タリ、当今ハ天細女命ヲ相殿ニ番ヒテ十一
 月四日ニモ祭ル由ナルガ此ハ後世合祀ナル
 ベシ

大川神社(式内神大)大河村字敬光山ニ鎮
 座

祭神 若守貴能能神ナルベシ(丹後旧事記)ニ
 ハ字氣持神トアリ然ルニ当今ハ五柱明神ト
 テ五行神トシ木殿ヲ四象女神トス是皆後世
 ノ附会ナルベシ此等ノ事下ニ詳ニ云ベシ)

祭日 顯宗天皇元年乙丑三月二十三日勅請

ノ月日ヲ以テ祭ル由ナリ、社傳縁記ニ神ア
 リテ源天ニ遷給ヒテ宜給ハク吾得ニ穀獲ヲ
 護ラレ祠ヲ設クベシト、依テ大川村ニ宮柱
 太教立テ領祭ル由見エタリ、丹後旧事記ニ
 神記曰天正田辺府志同人王二十代顯宗天
 皇ノ時ニ神詔ニ由テ由良ノ海上ヨリ移シ奉
 ルト云ヘリ、社記ニ大日本史、天武天皇五
 年丙戌遣使丹波河沙郡大忌神ニ祭幣云々
 同書持統天皇七年七月辛丑遣使大夫謂者ヲ
 丹波國河沙郡大忌五柱神ニ祭幣於祈雨云々
 トアルヲ引テ当社ノ事トス、按ニ書記天武

天皇五年秋九月丙寅朔丙戌神官奏曰為新嘗
 ト國郡也、齋忌則尾張國山田郡次丹波國河
 沙郡並食ト(爾忌此ニ輪既次云類聚)ト見
 エタルハ大日本史天武天皇五年の齋幣使ハ
 此時ノ事ナルベシ、又書記持統天皇七年夏
 六月甲子朔生申勅郡國長史各禱於名山流請
 雨甲戌遣大夫謂者謂四畿内ト見ヘタレバ大
 日本史持統天皇七年ノ齋幣使ハ此時ノ事ナ
 ルベシ(然レド六月ト七月ト違ヒタルハ如
 何ナラン)然テ大日本史ニ大忌神トアルニ
 於テ祝詞式ニ広瀨大忌祭の祝詞アリテ古書
 ニミナ大和國広瀨郡廣瀬坐和加乃禿神ヲ大
 忌神ト云ヘハ此大川神モ若守加乃禿神ナラ
 ントハ一柱思不得タリ如斯ク岡部翁ノ祝詞

考二此神ヲ大忌ト云フ事ノ意ハ拙考ヲベシト云ヘルニ就テ余徳明深ク思得タル一モ殊ヘ奉ルハ豊ト大ト八同ニ事ナレド若宇加乃亮神ト称ス時ハ若モ同稱ナラザラカク異アルベキナリ其異ナル所以ヲ詳カニ辨ヘンニ先々倭姫命世記ニ崇神天皇六十一年癸未二月十五日遷倭ノ宇多秋志野宮云々從是東向而宇氣比宜給久我刺立柱処吉有長波未嫁夫宜女相止祈禱幸行ハ此事ヲ本天ニハ倭姫命ノ所爲トナシタレド実ハ豊鋤入姫ノ所爲ナリ所以ハ此年頃ハ未ダ倭姫命ハ出生サ又時ナリ然レバ此豊鋤入姫命御耳長堅テ吾日足ト白シ玉ヒテ躬ヲ御手代ノ童女ヲ得玉ハントテノ所爲ナルヲヤハ爾時佐々波我門尔童女參相云々件ノ童女實大物忌止定給比五天磐戸乃鑰鑰賜云々トアルハ物忌テフ言ナド獲々冠エテ孰レモ齋皇女ノ御手代ナル其ノ中ニ甚貴クシテ直ニ齋皇女ノ御身代ヲモ勳ムル者ヲ大物忌ト云フハ齋女ノ事ナリ如斯ク齋女ノ權輿ハ書記神代ノ神代卷ニ乃以日神所生ニ女神降云々因故エ曰茨三神宜降居云々乃為天孫所祭也ト見エタルハ大同本紀ニ吾高天原在時云々乃所生ニ女神云々乃為天孫所祭止詔之儀勢理姫乃齋奉祀留神今母波國與佐郡比沼乃真名并木岷云々止由居乃神云々トアルニ堪レバ三柱ノ女

神ノ豊受大神ヲ稱シ奉ルハ是則チ豐原ノ中津國ノ齋女ノ權輿ニツ有ケルハ高天原ニシテハ此ヨリ先ニ尚齋女ノ權輿アリ然レバ此三女神豊受大神ヲ齋奉リテ自ラモ衣食住ノ守護神ト成給ヘルヲ大忌神トモ若年加乃亮神トモ稱ヘ奉ルナラシメ故ニ後世仏者等豊受大神ト三女神トノ事跡ヲ一混シテ總テ辨天ト爲ス事多シ此至能クセズバ仏者ガ辨天トケニ云ヘバ皇者看一概ニ三女神トノミ爲スコトアラシメ然レバ伊勢ノ外宮ニ坐受大神ハ天照大御神ノ御饗神ニテ大和ノ広瀨ニ坐若宇加乃亮神ハ天皇命ノ御饗神ト辨別テ御名ヲ稱ヘ奉ルナルベシハ然レド其功績異ナリ坐ニアラズ其ハ人向ノ上ニテモ人ニ物ヲ頼ムニ若先生方ノ人高貴ナランニハ必ズ其侍者ニ託スルト同ジ事ナリ其事ヲ成シ幸ヘ給フハ同ジ豊受大神ノ御功績ニ坐マセド直ニ其事ヲ其大神ニ祈ルト其齋キ奉ル侍神ニ祈ルト異ノミ之ニ比ヘ奉ルハ甚蒙ケレト下々ニテ神枝ナリトテ狐ヲ猶荷明神ト稱ヘ奉ルモ同ジ心バヘ也然レテ此大川神社ノ鎮座ノ事ヲ田辺府志ニ由良ノ海上ヨリ移ストアルヲ母後旧事記雄島ノ條下ニハ俗ニ冠島云々伊根ヨリ三更ノ海上也ハ宮津府志ニ田辺ヨリ三更伊根浦ヨリモ三更トアリ由良ヨリハ亦甚近カラシム

加佐郡大川明神モ此島ヨリ迎ヘ祭ル由彼社ノ伝記ニ委シク見エタリト云ヘリ如斯ク此嶋ハ今大島トモ老人嶋トモ云フ由ナルカ今ニ神異甚多ニ式外ナレドモ元慶四年御座位ノ神社今現存セリ祭神ヲ辨天ト云フ由ナリ然レバ決メテ三女神ニ坐マシテ若宇加乃亮神ナルベシ茲ニ於テ大川神社ノ祭神ハ愈々若宇加乃亮神ニ坐マシテ大忌神トモ稱ヘ奉ルベキ事ヲ知ルベキナリ然ルニ當今五社ニテ五柱ノ神ヲ祭ル由ナルガ此ハ大日本史持統天皇紀ニ大忌五柱神トモ有レバ甚古キ時ヨリノ事ト聞ヘタリ然レド式八箇ヨリ一座ナリ按ニ當國ニ丹後五社ト云フ事諸書ニ見エタレバ柱古ヨリ此社三其ヲ合祀リシナラン

ハ但シ此五社ヲ事ハ丹後今國ノ先ヨリ此辺ノ郡々ニテ唱ヘシ事ナルベシ此五社ニ撰テ五郡ヲ立テ丹後國ト建國シタリシカト思ユ其深キ由諸ハ各々其社ノ條下ニ云フヲ見テ知ルベシハ五社ノ事ハ丹後舊記ニ大川社・籠社・麻奈爲社・熊野社・竹野社ト見ヘタリヘ元本ニ祭具社ヲ加ヘテ竹野社ナシ田辺府志ニハ竹野・宇良ノ兩社ヲ加ヘテ熊野・大川ノ兩社ナシ然レド此八箇ヨリ一郡ニ一社ツ・建部基本ノ由諸アル神社ヲ取テルナレバ必ズ竹野・熊野・大川ノ三社ハ有

ベキ筈ナリ 祭具モ由諸アル社ナレド當郡ニ八別ニ務ニ祭リシ社アレバ加ヘザルナリ宇良ハ此等ノ神社ノ例ニ入ルベキニ非ズ殊ニ田辺府志ニハ麻奈爲ヲ豊受皇太神トシテ河守ノ外宮ヲ入タルヲヤ

後人ノ杜撰知ルベキナリ然レバ五社ノ事ハ今參考シテ確定シタルヲ正ト爲スベキナリ如斯ク此社号之大川ハ必ズ大神ノ轉ニシテ大忌神ノ中塚トゾ思ハル

ハ宮津府志ニ國俗云フ当社ノ神使ハ根ナリ當國ハ更ナリ近國ニモ田邊ノ猪鹿ノ屋出テ嘗ヲナス時其村ヨリ当社ニ祈莖ヲ掛レバ必ズ神使ノ根其地ニ至テ田邊ヲ守リ猪鹿ノ屬遠ク逃ケ去テ嘗ヲナサストナリ此外当社ノ神異奇瑞甚多シト見エタリ

後ヲ皇國ニ大神ト云ヘバ社号ニモ能ク合ヒ亦田邊を導ルトアレバ宇加乃亮神ナル事明ラケシ

然ルヲ後世國史ニ讀西トアリ且ツ大川ノ社号ニ附会シテ本殿ヲ水神岡敷女ト三條ノ四柱ヲ四元神ト爲タルハ豈社據ノ至リニ非ズヤ

阿良嶺神社(式内小社) 北有路村宇阿良嶺二鎮座

祭神 神喜田津姫命ト云ヘルハ傳有ル事歟

如何アラン 祭日 九月九日

日原神社 女布村字官谷ニ鎮座

祭神 天日履大科夜美神ト云ヘルハ傳アル事歟是モ如何アラン

祭日 七月二十四日

丹後旧事記ニハ田辺朝代前朝代神社ヲ式内日原神社ナト云ヘリ如何アラン

以上 式内八社

此外式ニ笑原神社・麻良多神社・三宅神社ヲ載セタレト當今詳ナラス

例會だより

十二月二十日 西園書館

初めの例會で、會の運営方法について検討、その後、池田儀一郎氏の刀劍講座。

一月十八日 山十百貨店(東)

井上金次郎氏が大浦半島で探訪された史料の紹介。

二月二十日 西園書館

新谷精氏加入

池田儀一郎氏 刀劍講座

井上金次郎氏 市内神社資料紹介

三月二十日 西園書館

井上金次郎氏 神社資料紹介

会報編集打合せ

編集後記

一、研究会発足五ヶ月にしてようやく創刊号を出すことが出来た。研究会の活動もいよいよ軌道にのり、号を重ねることに本誌を充実してゆくであろうことを期待する。

一、研究会の設立に奔走された赤木氏が最期へ転動された。誠に残念であるが、氏の御自愛を祈つてやまない。

一、題字は池田儀一郎氏にお願いたしましたものである。誌中見苦しい点は、編集者不馴れのためとお許しいただきたい。

(川 端)